

役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人園芸振興松島財団（以下「この法人」とする）の定款第 17 条及び第 32 条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 専門委員とは、同第 41 条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員及び評議員の職務遂行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 役員(代表理事及び業務執行理事)の報酬は日額とし、その額は 20,000 円とする。
- 3 役員(代表理事及び業務執行理事を除く)の報酬は、役員が、理事会又は評議員会若しくは専門委員会（以下「理事会等」とする）に出席した都度、報酬を支払うものとし、その額は、1 回当たり 11,800 円とする。但し、当該役員が、1 日において、会議に複数回出席したときは、一の会議への出席に係る定額を限度として、その者に報酬を支払うものとする。
- 4 評議員の報酬は、評議員が評議員会に出席した都度、定款第 17 条に定める金額の範囲内において、報酬をそれぞれ支払うものとし、その額は、1 回当たり 11,800 円とする。但し、評議員が、1 日において、会議に複数回出席したときは、一の会議への出席に係る定額を限度として、その者に日当を支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 4 条 報酬は、役員等が理事会等に出席した都度、又は毎月一定の定まった日に、本人に支給するものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第 5 条 この法人は役員等がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、その職務の実態に応じ、通勤費、交通費、旅費を支給する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程の変更は、令和 5 年 6 月 11 日から施行する。

3 この規程の変更は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する。